



お知らせ

三世帯同居・近居を始める方に助成金を交付

伊奈庁舎みらいまちづくり課 ☎58・2111（内線1205）

この事業は、「三世帯で同居または近居」を始める「三世帯家族」に対して、住宅の取得など（新築・購入・増改築・リフォーム）の費用の一部について助成

金を交付するものです。

※申請できる期間は、転入日から12カ月以内かつ住宅の取得などの日から4カ月以内です。

助成金額

助成金額

三世帯同居などの種別	助成金の上限額			
	新築・購入		増改築・リフォーム	
	地元事業者	地元以外の事業者	地元事業者	地元以外の事業者
同居 (市内の同一住宅に居住)	100万円	60万円	70万円	50万円
近居 (同居以外で市内に居住)	80万円	60万円	60万円	50万円

※地元事業者：市内に本社・本店がある事業者

らいまちづくり課までお問い合わせください。

○親世帯または子世帯の一方がつくばみらい市に継続して1年以上同居していること。

○親世帯または子世帯の一方が市外に1年以上居住し、転入の日が平成28年4月1日以降であること。

○18歳未満の孫がいること（出産予定の胎児を含む）。

○三世帯で同居または近居を3年以上継続する見込みがあること。

○住宅の取得などの日が、平成28年4月1日以降であること。



健康

高齢受給者証の更新のお知らせ

伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111（内線4402）

70歳以上75歳未満の国民健康

保険加入者に交付している「高齢受給者証（青色の証書）」の有効期限は7月31日(月)までとなっています。8月1日(火)から使用する高齢受給者証は7月下旬に郵送します。

高齢受給者証は医療機関窓口で自己負担割合を示す証書です。医療機関を受診する際には、必ず被保険者証と合わせてご提示ください。

▼自己負担割合

○昭和19年4月1日までに生まれた方：1割負担

○昭和19年4月2日以降に生まれた方：2割負担

※同一世帯に住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者がいる方は「3割負担」となります。

※8月1日からの自己負担割合は、平成28年中の所得および収入で判定します。



お知らせ

高齢者の運転免許自主返納を支援します

伊奈庁舎安心安全課 ☎58・2111（内線2503）

市では、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転免許を自主返納した方に、公共交通機関の利用券などを交付する支援を行っています。

選択できます。

①デマンド乗合タクシー「みらいくん」の冊式利用券

②コミュニティバス「みらい号」の冊式回数券

③関東鉄道株式会社が運行する路線バスの冊式回数券

▼対象者

①次回の①②いずれにも該当する方。

①住民基本台帳に記載されている方で、運転免許の有効期限内に、都道府県公安委員会にすべての種類の運転免許を自主返納した方

②平成29年4月1日以降に自主返納した方で、自主返納したときに満年齢65歳以上の方

▼支援内容

支援は1人1回とし、次の①②③の公共交通機関の冊式利用券および回数券のうち、1万円を上限として

【自主返納に関する問い合わせ】

常総警察署 ☎0297・220110

【支援事業に関する問い合わせ】

伊奈庁舎安心安全課 ☎58・2111（内線2503）



健康

【後期高齢者医療】保険証更新のお知らせ

伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111（内線4407）

毎年7月末は、保険証の切り替え時期です。現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日(月)までとなっています。新しい保険証は、

7月末までに被保険者宛に郵送します（特定記録）。お手元に届きましたら記載内容をご確認いただき、8月1日(火)からは新しい保険証で受診してください。